

## 【売買取引の方法】

川越市場における売買取引の方法は、業務規程において次のように規定しています。

(売買取引の方法)

第27条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売り又は相対取引により行わなければならない。

## 【決済の方法】

川越市場における決済の方法は、業務規程において次のように規定しています。

(決済の方法)

第29条 卸売市場における売買取引の支払期日及び支払方法は、第30条及び第32条並びに第33条の規定によるもののほか、取引参加者間で締結した契約の支払期日及び支払方法によるものとする。

(仕切り及び支払い)

第30条 卸売業者は、受託物品の卸売をした時は、委託者に対してその卸売をした日から4日以内に売買仕切書を送付するとともに売買仕切金を支払うものとする。ただし、売買仕切書の送付及び売買仕切金の支払いについて委託者との特約がある場合は、この限りでない。

2 第1項の売買仕切書には、当該卸売をした物品の品目、等級、価格（消費税等を含まない価格とする。以下同じ。）、数量及び価格と数量の積の合計額、当該合計額の消費税等に相当する金額、控除すべき委託手数料及び委託者の負担となる費用の金額並びに売買仕切金を明記する。

3 第1項の売買仕切金の送付は、現金、小切手、手形、口座振込、口座振替のいずれかの方法によるものとする。

(売買仕切金の前渡し等)

第32条 卸売業者は、出荷を誘引するために、出荷者に対し売買仕切金を前渡し、保証金の差入れ又は資金を貸し付けることができる。

(買受代金の支払義務)

第33条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買受けた物品の代金（消費税等を含む。）を卸売業者との間で締結した支払契約に定めた支払方法により、支払期日までに支払わなければならない。

## 【その他遵守事項等】

川越市場の業務規程に卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項及び当該遵守事項を定めた理由は次のとおりです。

| その他遵守事項            | 内 容  | 理 由                                |
|--------------------|--|------------------------------------|
| 1 卸売業務の承認          | ・卸売業務を行おうとする者は、開設者の承認を受けなければならない   | 県条例廃止により県知事による卸売業務許可が行われなくなるため     |
| 2 せり人の届出           | ・卸売業者は、開設者にせり人の届出を行わなければならない   | 県条例廃止により県知事への届出が行われなくなるため          |
| 3 仲卸業務の承認          | ・仲卸業務を行おうとする者は、開設者の承認を受けなければならない   | 仲卸機能を維持するため                        |
| 4 仲卸業者の報告書の提出      | ・仲卸業者は、月間売上高報告書を翌月10日までに開設者に提出しなければならない<br>・法人の仲卸業者は、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に開設者に提出しなければならない                        | 取引の実態を把握するため                       |
| 5 売買参加者の届出         | ・卸売業者は、市場において卸売を受ける者(仲卸業者を除く)について開設者に届け出なければならない   | 売買参加者は卸売業者との売買取引契約に基づくため           |
| 6 受託拒否の禁止          | ・卸売業者は、卸売のための販売の委託の申し込みがあった場合には、正当な理由がなければ拒んではならない   | 生産者の安定的な販路を提供するため                  |
| 7 販売前における受託物品の検収   | ・卸売業者は、受託物品の受領に当たっては、検収を確実にし異常を認めるときは、その結果を物品受領通知書等に付記しなければならない  | 安全・安心を確保するため                       |
| 8 卸売物品の買受人の明示及び引取り | ・卸売業者は、卸売後買受人が明らかになるような措置をし、買受人は卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない  | 物品の買受人を明らかにするため                    |
| 9 売買取引の制限          | ・開設者は、取引参加者の売買取引に不正又は不当な行為を認めるときは、当該売買を差し止めることができる   | 公正な取引を確保するため                       |
| 10 衛生上有害な物品の売買禁止   | ・卸売業者、買受人及び買出人は衛生上有害な物品の売買又は販売目的のための所持をしてはならない<br>・開設者は、衛生上有害な物品の売買の差止め又は撤去を指示できる  | 安全・安心を確保するため                       |
| 11 卸売予定数量等の報告      | ・卸売業者は、主要な品目の卸売予定数量・卸売結果、月ごとの委託手数料の受領額、奨励金等の交付額を開設者に報告しなければならない<br>・卸売業者は、前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び金額を開設者に報告しなければならない。 | 開設者が公表する基礎データとするため<br>取引の実態を把握するため |
| 12 委託手数料           | ・卸売業者は、委託手数料の率を定めるときは、開設者に届け出なければならない  | 取引の実態を把握するため                       |
| 13 売買仕切金の前渡し等      | ・卸売業者は、出荷を誘引するため、出荷者に対し売買仕切金の前渡し等を行うことができる   | 卸売物品の安定的な確保を図るため                   |
| 14 卸売代金の変更の禁止      | ・卸売業者は、卸売代金の変更をしてはならない   | 公正な取引を確保するため                       |
| 15 食品衛生            | ・卸売業者、仲卸業者その他の市場関係業者は、食品衛生法その他食品衛生に関する法令に即した物品の品質管理を行わなければならない   | 適正な品質管理を行うため                       |
| 16 受動喫煙の防止         | ・開設者及び市場の利用者は、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効率的な推進を図るため相互に協力するよう努めなければならない   | 望まない受動喫煙を防止するため                    |